



金融サービス仲介業に関する規制の概要 ～既存の仲介法制との比較の観点から～ 執筆者: 芝 章浩、仲田 信平

I. 金融サービスの提供に関する法律

昨年6月、IT技術の進展と、多種多様な金融サービスのワンストップ提供に対するニーズの高まりを受け、「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律」(令和2年法律第50号)(以下「改正法」といいます。)が成立し公布され、新たに創設された金融サービス仲介法制が年内に施行されることとなりました。改正法により、現行の「金融商品の販売等に関する法律」(以下「金販法」といいます。)は、その題名が「金融サービスの提供に関する法律」に変更され、金融サービス仲介法制に関する規定が追加されます(以下「金融サービス提供法」又は単に「法」といいます。)。また、本年2月に、金融庁は、改正法の施行に伴う政令・内閣府令や監督指針等の案を公表し、パブリックコメント手続に付しました。

金融サービス提供法に基づき登録を受けた金融サービス仲介業者は、預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務及び貸金業貸付媒介業務と呼ばれる、一定の金融機関(銀行、保険会社、証券会社、貸金業者等。「相手方金融機関」といいます。)と顧客との間で一定の仲介業務を行うことが可能となります。さらに一定の要件を備える業者は、銀行法上の電子決済等代行業の登録手続を省略することができます。

金融サービス仲介法制で特徴的なのは、銀行代理業者、保険募集人や金融商品仲介業者で採用されていた所属金融機関制の不採用です。これに伴い、顧客からの要求に応じ手数料等の開示義務が課せられることとなり、「顧客本位」の時代に相応しく、手数料やサービスを巡る業者間の競争が加速することが期待されます。ただし、その反面、所属金融機関による指導を通じた適切な業務運営の確保や損害賠償資力の確保が見込まれなくなるため、監督当局や自主規制機関(認定金融サービス仲介業協会)による規制はこのような枠組みに応じたものとなり、また金融サービス仲介業自身による保証金の供託等が義務づけられることとなりました。

本ニューズレターでは、既存の金融サービスの仲介業務に関する規制と対比しつつ、金融サービス仲介業者に一般的に適用される規制と、預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務及び貸金業貸付媒介業務に個別に適用される規制に分け、改正法及び現在公表されている政令・内閣府令や監督指針等の案に基づいて、その概要をご説明します。さらに、金融サー

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (E-mail: newsletter@nishimura.com)

ビス仲介業につき、金融サービス提供法上の金融商品販売業者等に対する義務や、消費者契約法、個人情報保護法、犯罪収益移転防止法上の規制への対応についても留意する必要がありますので、これらについても併せてご説明します。なお、政令・内閣府令や監督指針については、パブリックコメント手続を経て変更される可能性がある点にはご留意ください。

II. 金融サービス仲介業者に一般的に適用される規制

1. 参入規制

1.1. 登録制（参入規制の一本化）

多様な金融商品・サービスに係る金融サービス仲介業への参入規制の一本化につき、2019年7月に公表された金融審議会金融制度スタディ・グループ「「決済」法制及び金融サービス仲介法制に係る制度整備についての報告〈基本的な考え方〉」は、以下のように述べています。

「2. 基本的な考え方

イノベーションを促進し、利便性のより高い金融仲介サービスを実現していく観点から、オンラインを念頭に置きつつ、複数業種かつ(隔地を含めた)多数の金融機関が提供する多種多様な商品・サービスをワンストップで提供する仲介業者に適した制度について、以下の点に留意しつつ、具体的に検討を進めていくことが適当であると考えられる。

(1) 参入規制の一本化

上述の通り、仲介業者に関する現行規制は「機能」ごとに分かれている。このため、仲介業者が「機能」をまたいで商品・サービスを取り扱う場合には複数の登録等が必要となり、事業者にとって負担であるとの指摘がある。こうしたことから、複数業種かつ多数の金融機関が提供する多種多様な商品・サービスをワンストップで提供する仲介業者を念頭に、参入規制の一本化を図ることが考えられる。」

上記の参入規制の一本化に関する「基本的な考え方」は、2019年12月に公表された金融審議会「決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ」報告(以下「WG 報告」といいます。)においても継承され、さらに金融サービス提供法の条文において以下のように規定されました。

(登録)

金融サービス仲介業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、行うことができない。(法 12 条)

(登録の申請)

前条の登録を受けようとする者(「登録申請者」)は、次に掲げる事項を記載した**登録申請書**を内閣総理大臣に提出しなければならない。(法 13 条 1 項)

- ・ **業務の種類(預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務及び貸金業貸付媒介業務の種類をいう)**(同項 4 号)

預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務又は貸金業貸付媒介業務を行おうとする業者は、金融サービス提供法 13 条 1 項 4 号に従い、当該種類の金融サービス仲介業等を登録申請書に記載することとなります。また、金融サービス仲介業者が**電子金融サービス仲介業務**を行おうとする場合にも登録申請書にその旨を記載することとされています(同項 6 号)。

なお、登録申請書の記載事項は、上記の他、金融サービス提供法 13 条 1 項、金融サービス仲介業等に関する内閣府令案(以下「仲介業等府令案」といいます。)7 条から 11 条まで及び別紙様式第 1 号に規定され、登録申請書の添付書類については金融サービス提供法 13 条 2 項及び仲介業等府令案 12 条に規定されています。

1.2. 兼業規制

金融サービス仲介業への参入規制の内、兼業に関する制限につき、WG 報告は、以下のような考え方を示しています。

「仮に、銀行・証券・保険の各分野において、ある仲介業者が既存の仲介業と新たな仲介業の両方の許可・登録を受け、両方の立場で仲介行為を行いうることとした場合、仲介業者がいずれの立場でいかなる規制に基づいて仲介行為を行っているのか顧客に混同をもたらすおそれがあると考えられる。したがって、銀行・証券・保険の各分野において、仲介業者が複数の立場に立つことがないよう、既存の仲介業の許可・登録を受けている者については、当該分野において新たな仲介業としての仲介を認めないことが適当である。他方で、既存の仲介業と新たな仲介業を兼業した場合であっても、それぞれの立場で異なる分野における仲介を行う場合には、各分野における仲介業者の立場に重複が生じないため、兼業を認めることに問題はないと考えられる。」¹「金融機関(銀行・証券会社・保険会社等)が新たな仲介業を兼業すること又は子会社とすることについては、金融機関が既存の仲介業を兼業すること又は子会社とすることの可否にならって整理することが適当である。」

上記の考え方は、概ね、以下のような図で示されます。

金融機関による仲介業者の兼業・子会社化(金融庁資料より)

仲介業者を兼業することの可否

	銀行代理業者	金融商品仲介業者	保険代理店 ¹ /保険仲立人
銀行	○	X ²	○
証券会社(第一種金融業者)	○	- ⁴	○
保険会社	○	X ⁶	○(保険代理店) X(保険仲立人)

→

	預金等媒介業務	有価証券等仲介業務	保険媒介業務
銀行	○	X ³	○
証券会社(第一種金融業者)	○	- ⁵	○
保険会社	○	X ⁷	X

仲介業者を子会社とすることの可否

	銀行代理業者	金融商品仲介業者	保険代理店/保険仲立人
銀行	○	○	○
証券会社(第一種金融業者)	○	○	○
保険会社	○	○	○

→

	預金等媒介業務	有価証券等仲介業務	保険媒介業務
銀行	○	○	○
証券会社(第一種金融業者)	○	○	○
保険会社	○	○	○

¹ 保険業法上の保険募集人として保険会社、外国保険会社等又は少額短期保険募集人から委託を受けて保険募集を行う者を指します。以下同じ。

² 登録金融機関として国債、投資信託等の売買の媒介等が可能。さらに、証券会社からの委託を受けて上場株式の売買の媒介等が可能。

³ 引き続き、登録金融機関としての媒介等が可能。

⁴ 第一種金融業者として国債、上場株式、投資信託等の売買の媒介等が可能。

⁵ 引き続き、第一種金融業者としての媒介等が可能。

⁶ 登録金融機関として国債、投資信託等の売買の媒介等が可能。さらに、証券会社からの委託を受けて上場株式の売買の媒介等が可能。

⁷ 引き続き、登録金融機関としての媒介等が可能。

金融サービス提供法及び仲介業等府令案の条文においては、兼業規制に関し、金融サービス仲介業の登録に係る登録拒否事由として、以下のように規定されています。

- ・ 預金等媒介業務に係る個別的な登録拒否事由(法 15 条 4 号、仲介業等府令案 16 条)
他に事業を行うことにより預金等媒介業務を適正かつ確実にを行うことについて支障を及ぼすおそれがあるものとして内閣府令で定める場合に該当する者
 - ・ 主たる兼業業務の内容が資金の貸付け等の与信業務以外のケースにおいては、相手方金融機関と金融サービス仲介業者の利益が相反する取引が行われる可能性がある場合(仲介業等府令案 16 条 1 号イ)、取引上の優越的地位を不当に利用すること等により顧客の保護に欠ける行為が行われるおそれがある場合等(同号ロ、ハ)
 - ・ 主たる兼業業務の内容が資金の貸付け等の与信業務のケースにおいては、上記仲介業等府令案 16 条 1 号イからハまでのいずれかに該当する場合(同項第 2 号柱書)、並びに物品等を担保として行う貸付契約でないこと等の要件に該当しない場合(同号イからハまで)
 上記を踏まえた具体的な取扱いについては、金融サービス仲介業者向けの総合的な監督指針案(以下「監督指針案」といいます。)(V-2-3-2 及び別紙 2 において示されており、ここでは従前の銀行代理業等に関する取扱いが参考にされています。
- ・ 保険媒介業務に係る個別的な登録拒否事由(法 15 条 5 号)
 - ・ 保険会社、外国保険会社等若しくは少額短期保険業者又はこれらの役員若しくは使用人
 - ・ 保険募集人又は保険仲立人の役員若しくは使用人
 - ・ その他
- ・ 有価証券等仲介業務に係る個別的な登録拒否事由(法 15 条 6 号、金融サービスの提供に関する法律施行令案(以下「施行令案」といいます。)(22 条)
 - ・ 銀行等の預貯金取扱金融機関、無尽会社、証券金融会社、第一種金融商品取引業者・登録金融機関の役職員、保険会社、外国保険会社等及び短資業者

また、銀行、銀行持株会社、保険会社や保険持株会社、これらの子会社の業務範囲規制を緩和すべく、以下の改正が行われます。

- ・ 銀行等の預貯金取扱金融機関が一定の範囲で保険媒介業務を行うことを許容(法 17 条 1 項、施行令案 25 条 1 項、仲介業等府令案 20 条)。
- ・ 保険会社が預金等媒介業務を行うことを許容(保険業法施行規則案 51 条 3 号)
- ・ 銀行、銀行持株会社、保険会社や保険持株会社がその子会社に金融関連業務として保険媒介業務を行わせることを許容(銀行法施行規則案 17 条の 3 第 2 項 3 号の 5、保険業法施行規則案 56 条の 2 第 2 項 2 号の 2、210 条の 7 第 9 項 4 号)
- ・ 銀行、銀行持株会社、保険会社や保険持株会社が、(投資顧問・一任契約の媒介を除く)有価証券等仲介業務やこれに付随する業務等を専ら営む会社を子会社とすることを許容(改正後銀行法 16 条の 2 第 1 項 4 号の 2、52 条の 23 第 1 項 3 号の 2、同法施行規則案 17 条の 2 第 3 項、34 条の 16 第 12 項 4 号、改正後保険業法 106 条 1 項 6 号の 2、271 条の 22 第 1 項 6 号の 2、同法施行規則案 56 条 3 項、210 条の 7 第 9 項 4 号)。

1.3. 財産的基礎に関する要件

金融サービス仲介業への参入規制の内、財産的基礎に関する制限につき、WG 報告において、以下のような基本的な考え方が示されています。

「所属制を採用する既存の仲介業においては、仲介行為に関して顧客に損害が生じた場合、原則として所属金融機関がその賠償責任を負うこととされているが、新たな仲介業には所属制を採用しないことから、新たな仲介業者自らが賠償責任を

負う前提で制度を検討する必要があると考えられる。このため、顧客の保護を図る観点から、新たな仲介業者の賠償資力の確保に資するよう、保証金の供託等を求めることが適当である。また、例えば、仲介業者のシステムトラブルによる顧客の損害の場合、多くの顧客に同様の損害が発生することが想定され、仲介業者の事業規模が大きくなれば賠償額も大きくなる可能性があると考えられる。これを踏まえ、新たな仲介業者に求める保証金の水準は、その事業規模に応じたものとなることが望ましい。例えば、一定の額をベースに、前事業年度に得た手数料その他の対価の合計額の一定割合を加えた額の供託等を求めることが考えられる。前述のとおり、保証金の供託等は、顧客保護の観点から望ましいものであるが、保証金の水準が高すぎれば、事業者にとって参入障壁ともなりうる。保証金の水準を定めるにあたっては、新たな仲介業者の取扱可能な商品・サービスの範囲が限定されていることを踏まえつつ、顧客保護の観点と、事業者の参入によるイノベーションの促進及び利用者利便の向上の観点とのバランスに留意すべきである。」

金融サービス提供法において、金融サービス仲介業者は、以下のように、「金融サービス仲介業務の状況及び顧客等(顧客、顧客以外の保険契約者、貸金業貸付媒介業務に基づく資金の貸付又は手形の割引を内容とする契約に関する保証人)の保護を考慮し、政令で定める額」の保証金を供託することを義務づけられています。

- 金融サービス仲介業者は、保証金を主たる営業所又は事務所の最寄りの供託所に供託しなければならない(法 22 条 1 項)。
- 金融サービス仲介業務の状況及び顧客等(顧客、顧客以外の保険契約者、貸金業貸付媒介業務に基づく資金の貸付又は手形の割引を内容とする契約に関する保証人)の保護を考慮し、政令で定める額とする(法 22 条 2 項)。
 - 最初の事業年度は 1 千万円(施行令案 26 条 1 号)、それ以降は 1 千万円に前事業年度の年間受領手数料(金融サービス仲介業務に関して受領した手数料、報酬その他の対価を合計した金額)の 5 パーセントを加えた金額(同条 2 号)

なお、金融サービス仲介業と同様に所属金融機関制がない保険仲立人も、保険業法上、保証金の供託義務を負います(保険業法 291 条 1 項)。保証金の金額は、保険仲立人のケースにおいては、過去 3 年間に「保険仲立人が保険契約の締結の媒介に関して受領した手数料、報酬その他の対価の合計した金額」で、最低額は 2 千万円、最大額は 8 億円とされています(保険業法 291 条 2 項、保険業法施行令 41 条)。

また、金融サービス提供法上、金融サービス仲介業者は、保証金の全部又は一部につき、政令で定められる要件を充足する保証契約を締結し、当局に届けることにより、供託義務を免れることが認められています。

- 金融サービス仲介業者は、政令で定めるところにより、当該金融サービス仲介業者のために所要の保証金が内閣総理大臣の命令に応じて供託される旨の契約を締結し、かつ、その旨を内閣総理大臣に届け出たときは、当該契約の効力の存する間、当該契約において供託されることとなっている金額について第一項の保証金の全部又は一部の供託をしないことができる(法 22 条 3 項、施行令案 27 条)。

また、保証金につき、顧客等が、金融サービス仲介業者が行った行為に関して生じた債権に関し、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する旨、規定しています(法 22 条 6 項、7 項、施行令案 28 条)。

さらに、金融サービス仲介業者は、保証金の全部又は一部につき、政令で定められる要件を充足する金融サービス仲介業者賠償責任保険契約を締結し、当局の承認を受けた時は、供託義務を免れることが認められています(法 23 条、施行令案 29 条)。

なお、監督指針案において、保証金(IV-1)及び金融サービス仲介業者賠償責任保険契約(IV-2)に関し、詳細に規定が設けられています。

1.4. その他(社会的信用や業務遂行能力等)

金融サービス仲介業へのその他の参入制限につき、WG 報告において、「既存の仲介業者に求められている社会的信用や業務

遂行能力等の参入規制については、新たな仲介業者にも同様の規制を設ける」旨の考え方が示されています。

このような観点からの参入規制として、金融サービス提供法は、以下のような規定を設けています。

- ・ 金融関連の法令に基づく行政処分歴・前科に係る登録拒否事由(法 15 条 1 号イからカまで、仲介業等府令案 13 条)
 - ・ 過去 5 年以内に金融規制上の許認可等の取消し等の処分を受けた者又はこれを免れた者若しくはその役員
 - ・ 過去 5 年以内に金融関連の一定の法律上の罪を犯し、罰金刑に処せられ、その刑の執行を終わり又はその刑の執行を受けることがなくなった者
- ・ 体制の整備等に係る登録拒否事由(法 15 条 1 号ヨからソまで、仲介業等府令案 14 条)
 - ・ 他に行っている事業が公益に反すると認められる者
 - ・ 金融サービス仲介業を適確に遂行するに足る能力を有しない者
 - ・ 電子金融サービス仲介業務を行う場合にあっては、当該電子金融サービス仲介業務を適正かつ確実に遂行する体制の整備が行われていない者
 - ・ 認定金融サービス仲介業協会に加入しない者であって、認定金融サービス仲介業協会の定款その他の規則(金融サービス仲介業務の適正を確保すること又は顧客の保護に関するものに限る)に準ずる内容の社内規則を作成していないもの又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していないもの
- ・ 申請者が法人である場合のその役員に係る登録拒否事由(法 15 条 2 号イからヘまで、仲介業等府令案 15 条)
 - ・ 精神の機能の障害により金融サービス仲介業に係る業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - ・ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
 - ・ 過去 5 年以内に金融規制上の許認可等の取消し等の処分を受けた法人の役員であった者
 - ・ 過去 5 年以内に金融規制上の許認可等の取消し等の処分を受けた者又はこれを免れた者若しくはその役員
 - ・ 過去 5 年以内に金融関連の一定の法律上の罪を犯し、罰金刑に処せられ、その刑の執行を終わり又はその刑の執行を受けることがなくなった者

2. 金融サービス仲介業に共通に適用される行為規制

金融サービス仲介業に係る行為規制について、WG 報告において、以下のような考え方が示されています。

「行為規制のうち、名義貸しの禁止や顧客に対する説明義務、業務運営に関する体制整備義務等、仲介する金融サービスによらず必要と考えられる規制については、新たな仲介業者が銀行・証券・保険のいずれの分野において仲介を行うかにかかわらず共通して求めていくことが適当である。」「仲介する金融サービスによらず必要と考えられる規制については、新たな仲介業者が銀行・証券・保険のいずれの分野において仲介を行うかにかかわらず共通して求め、金融サービスごとの特性に応じた規制については新たな仲介業者が取り扱う金融サービスに応じて課すことで、仲介業者の事業内容に応じたアクティビティーベースの規制体系となることが期待される。」

金融サービス提供法の条文では、金融サービス仲介業に一般的に適用される行為規制に関し、以下のような規定が設けられています。

2.1. 誠実公正義務

金融サービス仲介業者並びにその役員及び使用人は、顧客に対して誠実かつ公正にその業務を遂行しなければならないとさ

れています(法 24 条、監督指針案 III-2-5)。

2.2. 情報の提供

金融サービス仲介業者は、金融サービス仲介業務を行うときは、あらかじめ、顧客に対し一定の事項を明らかにしなければならないとされています(法 25 条 1 項、仲介業等府令案 33 条、監督指針案 III-2-7)。

2.3. 手数料等の開示

金融サービス提供法 25 条 1 項に規定される一般的な情報の提供義務に加え、金融サービス仲介業者は、顧客から求められたときは、金融サービス仲介業務に関して当該金融サービス仲介業者が受ける手数料、報酬その他の対価(「手数料等」)その他内閣府令で定める以下の事項を明らかにしなければならないとされています(法 25 条 2 項、仲介業等府令案 34 条)。

- ・ 業務の種類ごとに、当該金融サービス仲介業者と金融サービス仲介業に関して取引関係にある主な相手方金融機関の商号、名称又は氏名及び相手方金融機関から受領した手数料等を合計した金額の総額に占める、顧客が締結しようとする金融サービス契約に係る相手方金融機関から受領した手数料等を合計した金額の割合
- ・ 当該金融サービス仲介業者が供託している保証金の額、締結している保証委託契約において供託されることになっている金額又は金融サービス仲介業者賠償責任契約保険契約の保険金の額

また、監督指針案においても、手数料等の開示についての規定が設けられています(III-2-15)。

なお、手数料等の開示は、所属金融機関制が採られる銀行代理業、保険募集人や金融商品仲介業では義務づけられておりませんが、所属金融機関制のない保険仲介人は、「顧客から求められたときは、(略)保険仲立人が受ける手数料、報酬その他の対価の額」等を開示することが義務づけられています(保険業法 297 条、同法施行規則 231 条)。

2.4. 業務運営に関する措置

顧客情報の適正な取扱いに関して、WG 報告において、以下のように、いわゆるファイアーウォール規制を念頭に置いた考え方が示されています。

「新たな仲介業者は、銀行・証券・保険の各分野における仲介を横断的に行いことから、顧客の資産状況等に関する様々な情報を保有する立場にある。新たな仲介業者が、保有する顧客の資産に関する情報を不適切に利用して様々な金融サービスの推奨を行えば、利用者の保護に欠ける仲介行為につながるおそれがある。」「既存の仲介業者については、顧客の利益を保護する必要性が高い場合について、仲介業務を通じて取得した顧客に関する非公開情報を、顧客の事前の同意を得ることなく、兼業業務に用いたり、親子法人等に提供したりすること等が禁止されている。」「新たな仲介業者についても、①仲介行為を行う分野間(例：銀行分野における仲介業務を通じて取得した顧客情報を、証券分野や保険分野における仲介業務に用いること)、②兼業業務との間(例：仲介業務を通じて取得した顧客情報を、兼業業務に用いること)、③グループ会社等との間(例：仲介業務を通じて取得した顧客情報を、親子会社等に提供すること)のそれぞれにおいて、既存の仲介業者に対する規制を参考に、仲介業務を通じて取得した顧客に関する非公開情報の適正な取扱いの確保を求めることが適当である。」

金融サービス提供法において、金融サービス仲介業者は、金融サービス仲介業務に関し、以下の措置を講じなければならないとされています(法 26 条)。

- ・ 社内規則の整備等、業務が運営されるための十分な体制の整備(仲介業等府令案 35 条)
- ・ 個人顧客情報の安全管理措置(同 36 条)
- ・ 返済能力情報の取扱い(同 37 条)

- ・ 特別の非公開情報の取扱い(同 38 条)
- ・ 電子計算機を利用する場合の相手方金融機関との誤認防止(同 38 条)
- ・ 委託業務の適確な遂行を確保するための措置(同 38 条)

さらに、監督指針案においても、法令等遵守(コンプライアンス)態勢(III-2-1-1)や顧客等に関する情報管理態勢(III-2-2)の整備等、金融サービス仲介業者が遵守すべき事項が規定されています。

2.5. 金銭等の預託の禁止

WG 報告において、顧客資産の預託の受入れに関し、以下のような考え方が示されています。

「新たな仲介業者による仲介行為は「媒介」に限定されること、及び新たな仲介業者のビジネスとして、金融機関への送客サービスや、利用者が様々な金融商品・サービスを比較・検討した上で自身に最も適したものを選択できるサービス等が想定されていることにかんがみれば、新たな仲介業者の事業運営上、顧客資産の預託を受ける必要性は高くないと考えられる。これを踏まえ、新たな仲介業者については、その行う業務に関して、顧客資産の預託の受入れを禁止することが適当である。」なお、新たな仲介業者が資金移動業等を兼業し、資金移動業者等として仲介業務に係る決済サービスを提供する場合など、他の規制により顧客資産の保全が適切に図られている業者として仲介業務に係る決済を併せ行うことは、妨げられるものではないと考えられる。」

この点につき、以下のような規定が設けられています。

- ・ 「金融サービス仲介業者は、いかなる名目によるかを問わず、その行う金融サービス仲介業に関して、顧客から金銭その他の財産の預託を受け、又は当該金融サービス仲介業者と密接な関係を有する者として政令で定める者に顧客の金銭その他の財産を預託させてはならない。ただし、顧客の保護に欠けるおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。」(法 27 条)
 - ・ 密接な関係を有する者としては、親族や役員、一定の国内グループ企業及び議決権の過半を保有する個人株主が定められていますが、銀行等の預貯金取扱金融機関、保険会社、外国保険会社等、少額短期保険業者、信託会社及び資金移動業者は除かれています(施行令第 30 条、仲介業等府令第 41 条から 45 条まで)。
 - ・ 顧客の保護に欠けるおそれが少ない場合として、銀行等の預貯金取扱金融機関がその業務として行う場合、銀行代理業者等がその業務として行う場合及び資金移動業者が資金移動業として行う場合が規定されています(仲介業等府令第 46 条)。

この規定については、金融商品仲介業者における金銭等の預託の禁止(金融商品取引法(以下「金商法」といいます。))66 条の 13)の場合と同様に、相手方金融機関のために行う収納代行も含めて禁止されるものと解される可能性がある点に留意を要します。

3. その他

金融サービス提供法は、金融サービス仲介業に関し、上記の参入規制や共通の行為規制のほか以下の規定を設けています。

3.1. 帳簿書類・事業報告書等に関する規定

- ・ 業務に関する帳簿書類の作成・保存義務(法 33 条)
- ・ 事業年度毎に、事業報告書を作成・提出義務(法 34 条 1 項)
- ・ 顧客の保護に必要な事項についての公表(同条 2 項)

3.2. 当局による監督

- ・ 報告又は資料の提出(法 35 条)
- ・ 立入検査(法 36 条)
- ・ 業務改善命令(法 37 条)
- ・ 監督上の処分(法 38 条)
- ・ 登録の抹消等(法 39 条)

3.3. 認定金融サービス仲介協会

- ・ 認定金融サービス仲介業務協会の認定(法 40 条)
- ・ 認定金融サービス仲介業務協会の業務(法 41 条)
- ・ 会員名簿の縦覧等(法 42 条)
- ・ 顧客等からの苦情に関する対応(法 43 条)
- ・ 認定金融サービス仲介業務協会への報告等(法 44 条)

3.4. 苦情の処理及び紛争の解決

- ・ 指定紛争解決機関との契約締結義務等(法 28 条)
- ・ 紛争解決等業務を行う者の指定(法 51 条)
- ・ 指定紛争解決機関の業務(法 54 条)

III. 個別的に適用される規制(「機能」ごとの特性に応じた規制)

WG 報告において、個別的に適用される規制(「機能」ごとの特性に応じた規制)につき、以下のような考え方が示されています。

「新たな仲介業者が取り扱う商品・サービスの特性を踏まえ、必要なルールが過不足なく適用されることを確保する必要がある。このため、銀行分野の仲介における情実融資の媒介の禁止、証券分野の仲介におけるインサイダー情報を利用した勧誘行為の禁止、損失補填の禁止、顧客の注文の動向等の情報を利用した自己売買の禁止、保険分野の仲介における意向把握義務、自己契約の禁止、告知の妨害の禁止、不適切な乗換募集の禁止、といった仲介分野ごとの特性に応じたルールについては、既存の仲介業に関する規制を参考に、必要なルールを過不足なく設けることが適当である。」

この点に関し、金融サービス提供法の条文では、①預金等媒介業務を行う金融サービス仲介業者について銀行法上の銀行代理業の規制に係る規定を準用し(29 条)、②保険媒介業務を行う金融サービス仲介業者について保険業法上の保険募集や保険仲立人の規制に係る規定を準用し(30 条)、③有価証券等仲介業務又は特定金融サービス契約に係る業務を行う金融サービス仲介業者について金商法上の金融商品仲介業の規制に係る規定を準用し(31 条)、④貸金業貸付媒介業務を行う金融サービス仲介業者について貸金業法上の貸金業者の規制に係る規定を準用する等(32 条)、金融サービス仲介業の類型に応じ、個別的な規制を設けています。

以下、銀行代理業、保険募集人、保険仲立人や金融商品仲介業に対する規制と比較しつつ、金融サービス仲介業の類型に応じ、個別的な行為規制の概要を説明します。また、併せて、電子金融サービス仲介に関する登録(13 条 1 項 6 号)・規制の概要(18 条)についてもご説明します。

1. 預金等媒介業務に関する規制

1.1. 預金等媒介業務と銀行代理業の業務範囲の比較

金融サービス提供法に基づく預金等媒介業務の業務範囲は、以下のように定義しています。

- 銀行、長期信用銀行、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、信用事業を行う農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会並びに農林中央金庫(以下、本 1.において「銀行等」といいます⁸。)のために行う預金等⁹の受入れを内容とする契約(当該契約について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く)の締結の媒介(法 11 条 2 項 1 号)

本号の「顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするもの」は、以下の通りです。

- 特定預金等契約(すなわち、仕組預金等、外貨預金等及び通貨オプション組入型預金等の受入れを内容とする契約)。ただし、外貨預金等のうち、その引出し若しくは送金又は支払が当該外貨預金等の表示通貨で行うことができるものを除きます(施行令第 17 条 1 項 1 号、仲介業等府令第 4 条)。
- 譲渡性預金等の受入れを内容とする契約(施行令第 17 条 1 項 2 号)
- 銀行等と顧客との間において行う資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約(当該契約について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。)の締結の媒介(法 11 条 2 項 2 号)

本号の「顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするもの」は、以下の通りです。

- 消費者向けの極度方式基本契約(リボルビング契約)及びこれに基づく資金の貸付けに係る契約(施行令第 17 条 2 項)
- 銀行等のために行う為替取引を内容とする契約(当該契約について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。)の締結の媒介(法 11 条 2 項 3 号)

本号の「顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするもの」は指定されていません。

これに対し、銀行法に基づく銀行代理業の業務範囲は、銀行のために次に掲げる行為のいずれかを行う営業とされています(銀行法 2 条 14 項)。

- 預金又は定期積金等の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介
- 資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介
- 為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

両者の大きな相違点としては、預金等媒介業務については「当該契約について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く」とされているのに対し、銀行代理業ではこのような限定がなされていないことが挙げられます。

なお、外貨預金等については、後述する「特定金融サービス契約」に含まれるものとして、金商法の行為規制が準用されます。

⁸ いわゆる預貯金取扱金融機関のうち、株式会社商工組合中央金庫が含まれません。

⁹ 預金、貯金、定期積金又は相互掛金をいいます。法 2 条 1 項。

1.2. 預金等媒介業務に対する規制と銀行代理業に対する規制の比較

下記は、預金等媒介業務に対する規制と銀行代理業に対する主な規制を比較した表です。

預金等媒介業務(金融サービス提供法)		銀行代理業(銀行法)
登録/許可	登録(13条)	許可(52条の36第1項)
～のために	銀行等「のために」(預金等の受入れ及び為替取引のみ)	「銀行のために」(2条14項)
所属制の有無	無し	有り(「所属銀行」(2条16項、52条の36第1項)、所属銀行による指導等(52条の58)、所属銀行の賠償責任(52条の59))
代理/媒介	媒介	代理又は媒介
行為規制等	兼業規制(15条4号)、標識の掲示等(20条)、名義貸しの禁止(21条)、保証金(22条)、賠償責任保険契約(23条)、誠実義務、(24条)、情報の提供(25条)、業務運営に関する措置(26条)、金銭等の預託の禁止(27条)、銀行法の準用(29条)(具体的には、参考となるべき情報の提供(銀行法52条の44第2項)、銀行代理業に係る禁止行為(銀行法52条の45))、特定預金等契約(銀行法52条の44第2項)に関する金商法の準用(31条2項)	兼業規制(52条の42)、分別管理(52条の43)、顧客に対する説明等(52条の44)、禁止行為(52条の45)、金商法の準用(52条の45の2)
帳簿書類	帳簿書類を作成し、保存(33条)	帳簿書類を作成し、保存(52条の49)
報告書	事業年度毎に作成、内閣総理大臣に提出(34条)	事業年度毎に作成、内閣総理大臣に提出(52条の50)
監督	報告または資料の提出(35条)、立入検査(36条)、業務改善命令(37条)、監督上の処分(38条)、登録の抹消等(39条)	廃業等の届出(52条の52)、銀行代理業者による報告又は資料の提出(52条の53)、銀行代理業者に対する立入検査(52条の54)、業務改善命令(52条の55)、銀行代理業者に対する監督上の処分(52条の56)、許可の失効(52条の57)、所属銀行による指導等(52条の58)
自主規制機関	認定金融サービス仲介業協会(40条から50条まで)	—
指定紛争解決機関	指定紛争解決機関(51条から73条まで)、指定紛争解決機関との契約締結義務等(28条)	—

このように、両者は、①登録制・許可制の点、②所属金融機関制の有無、③「代理」を含むか、「媒介」に限られるか、④自主規制機関の有無、⑤指定紛争解決機関の有無といった事項において、相違しています。

1.3. 預金等媒介業務に固有の行為規制等

金融サービス提供法29条は、以下のとおり、銀行法の規定を、預金等媒介業務に準用しています。

- ・ (外貨預金等以外の)預金者等に対する参考となるべき情報の提供(準用銀行法52条の44第2項、仲介業等府令第4条、49条)
- ・ 預金等媒介業務に係る禁止行為(準用銀行法52条の45、仲介業等府令第51条から55条まで)

2. 保険媒介業務に関する規制

2.1. 保険媒介業務と保険募集人・保険仲立人の業務範囲の比較

金融サービス提供法に基づく保険媒介業務の業務範囲は以下のとおりです。

- ・ 保険業法 276 条の登録を受けている特定保険募集人(略)及び同法 286 条の登録を受けている保険仲立人(略)並びに損害保険会社(略)、同法 276 条の登録を受けている損害保険代理店(略)及び同法 286 条の登録を受けている保険仲立人の役員(代表権を有する役員並びに監査役、監査等委員会の委員及び監査委員会の委員を除く。)及び使用人並びに特定少額短期保険募集人(略)以外の者が、次に掲げる者と顧客との間における保険契約(当該保険契約について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。)の締結の媒介を行う業務をいう(法 11 条 3 項)。
 - ・ 保険会社
 - ・ 外国保険会社等
 - ・ 少額短期保険業者

本項の「顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするもの」は、以下の通りです(施行令第 18 条、仲介業等府令第 5 条)。

- ・ 特定保険契約(すなわち、変額保険、解約返戻金変動型保険及び外貨建保険に係る保険契約)
- ・ 火災保険(家財保険を除く)に係る保険契約
- ・ 再保険契約
- ・ 法人その他の団体等を保険契約者とする保険契約
- ・ 団体保険に係る保険契約(被保険者に対する行事の実施等に付随して引き受けられる当該行事の実施等と関連性を有する保険契約を除く。)
- ・ 転換契約
- ・ 基礎率変更権付の第三分野保険
- ・ 次の金額を超える保険金の支払又は損害の填補を約する保険契約(ただし、年間保険料(に換算した額)が 5000 円以下のものを除く)
 - 生命保険: 1000 万円
 - 第三分野保険: 600 万円
 - 損害保険: 2000 万円
- ・ 終身保険に係る保険契約

これに対して、保険業法に基づく保険募集人は、生命保険募集人、損害保険募集人又は少額短期保険募集人とされており(保険業法 2 条 23 項)、さらに、これらは、以下のように定義されています。

- ・ 「生命保険募集人」(保険業法 2 条 19 項)
生命保険会社(外国生命保険会社等を含む。(略))の役員(代表権を有する役員並びに監査役、監査等委員(略)及び監査委員(略)を除く。(略))若しくは使用人若しくはこれらの者の使用人又は生命保険会社の委託を受けた者若しくはその者の再委託を受けた者(略)若しくはこれらの者の役員若しくは使用人で、その生命保険会社のために保険契約の締結の代理又は媒介を行うものをいう。
- ・ 「損害保険募集人」(保険業法 2 条 20 項)
損害保険会社(外国損害保険会社等を含む。(略))の役員若しくは使用人、損害保険代理店又はその役員若しくは使用人をいう。
 - ・ 「損害保険代理店」(保険業法 2 条 21 項)
損害保険会社の委託を受け、又は当該委託を受けた者の再委託を受けて、その損害保険会社のために保険契約の

締結の代理又は媒介を行う者(略)で、その損害保険会社の役員又は使用人でないものをいう。

- ・ 「少額短期保険募集人」(保険業法 2 条 22 項)
少額短期保険業者の役員若しくは使用人又は少額短期保険業者の委託を受けた者若しくはその者の再委託を受けた者(略)若しくはこれらの者の役員若しくは使用人で、その少額短期保険業者のために保険契約の締結の代理又は媒介を行うものをいう。

保険媒介業務と保険募集人の具体的な差異は、所属保険会社等の有無の他、保険媒介業務については「当該契約について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く」とされているのに対し、保険募集人ではこのような限定がなされていない点です。

また、保険業法に基づく保険仲立人は、以下のように定義されています。

- ・ 「保険仲立人」(保険業法 2 条 25 項)
保険契約の締結の媒介であって生命保険募集人、損害保険募集人及び少額短期保険募集人がその所属保険会社等のために行う保険契約の締結の媒介以外のものを行う者(略)をいう。
 - ・ 「所属保険会社等」(保険業法 2 条 24 項)
生命保険募集人、損害保険募集人又は少額短期保険募集人が保険募集を行う保険契約の保険者となるべき保険会社(外国保険会社等を含む。)又は少額短期保険業者をいう。

2.2. 保険媒介業務に対する規制と保険募集人・保険仲立人に対する規制の比較

下記は、保険媒介業務に対する規制と保険募集人・保険仲立人に対する主な規制を比較した表です。

	保険媒介業務 (金融サービス提供法)	保険募集人(保険業法)	保険仲立人(保険業法)
登録/許可	登録(13 条)	登録(276 条)	登録(286 条)
～のために	—	所属保険会社等のために	所属保険会社等のために以外
所属制の有無	無し	有り(「所属保険会社等」(2 条 24 項、277 条 1 項 3 号)、所属保険会社等の賠償責任(283 条))	無し
代理/媒介	媒介	代理又は媒介	媒介
行為規制等	標識の掲示等(20 条)、名義貸しの禁止(21 条)、保証金(22 条)、賠償責任保険契約(23 条)、誠実義務、(24 条)、情報の提供(25 条)、業務運営に関する措置(26 条)、金銭等の預託の禁止(27 条)、保険業法の準用(30 条)(具体的には、保険仲立人に関する商法(仲立営業)の準用(保険業法 293 条)、情報の提供(保険業法 294 条 1 項、2 項)、顧客の意向把握(保険業法 294 条の 2)、自己契約の禁止(保険業法 295 条)、結約書の記載事項(保険	情報の提供(294 条)、顧客の意向の把握等(294 条の 2)、業務運営に関する措置(294 条の 3)、自己契約の禁止(295 条)、保険契約の締結等に関する禁止行為(300 条)、金商法の準用(300 条の 2)、保険契約の申込みの撤回等(309 条)	保証金(291 条)、保険仲立人賠償責任保険契約(292 条)、商法の準用(293 条)、情報の提供(294 条)、顧客の意向の把握等(294 条の 2)、業務運営に関する措置(294 条の 3)、自己契約の禁止(295 条)、開示事項(297 条)、結約書(298 条)、誠実義務(299 条)、保険契約の締結等に関する禁止行為(300 条)、金商法の準用(300 条の 2)、保険契約の申込みの撤回等(309 条)

	保険媒介業務 (金融サービス提供法)	保険募集人(保険業法)	保険仲立人(保険業法)
	業法 298 条)、保険契約の締結等に関する禁止行為(保険業法 300 条 1 項)、保険契約の申込みの撤回等(309 条))、特定保険契約(保険業法 300 条の 2)に関する金商法の準用(31 条 2 項)		
帳簿書類	帳簿書類を作成し、保存(33 条)	帳簿書類の備付け、保存(303 条)	帳簿書類の備付け、保存(303 条)
報告書	事業年度毎に作成、内閣総理大臣に提出(34 条)	事業年度毎に作成、内閣総理大臣に提出(304 条)	事業年度毎に作成、内閣総理大臣に提出(304 条)
監督	役員又は使用人の届出(74 条)、報告または資料の提出(35 条)、立入検査(36 条)、業務改善命令(37 条)、監督上の処分(38 条)、登録の抹消等(39 条)	役員又は使用人の届出(302 条)、立入検査等(305 条)、業務改善命令(306 条)、登録の取消し等(307 条)、登録の抹消等(308 条)	役員又は使用人の届出(302 条)、立入検査等(305 条)、業務改善命令(306 条)、登録の取消し等(307 条)、登録の抹消等(308 条)
自主規制機関	認定金融サービス仲介業協会(40 条から 50 条まで)	—	—
指定紛争解決機関	指定紛争解決機関(51 条から 73 条まで)、指定紛争解決機関との契約締結義務等(28 条)	—	指定保険仲立人保険募集紛争解決機関との契約締結義務等(299 条の 2)

このように、保険媒介業務と保険募集人は、①「～のために」という要件の有無、②所属金融機関制の有無、③「代理」を含むか、「媒介」に限られるか、④自主規制機関の有無、⑤指定紛争解決機関の有無といった事項において、相違しています。ただし、帳簿書類の作成・保存、事業報告書の作成、当局による監督については概ね同等の規制に服することが想定されていると思われます。

また、保険媒介業務と保険仲立人は、「～のために」以外という要件の有無で異なりますが、①所属金融機関制が採用されていないこと、②「媒介」に限られること、③指定紛争機関が存在すること、④保証金の供託義務等が課せられていること、⑤顧客からの求めに応じ手数料等の開示義務を負うことなど、多くの点で共通しています。

2.3. 保険媒介業務に固有の行為規制等

金融サービス提供法 30 条は、保険媒介業務につき、保険業法 293 条、294 条 1 項及び 2 項、294 条の 2、295 条、298 条、300 条 1 項並びに 309 条 7 項、8 項及び 10 項の規定を準用しています。

- 相互会社が当該保険契約の保険者となる保険契約について、金融サービス仲介業者が顧客のために行う媒介に対する商法 543 条、544 条及び 546 条から 550 条まで(仲立営業)の準用(準用保険業法 293 条)
- 金融サービス仲介業者又は法 74 条に基づく届出を行ったその役員若しくは使用人が保険契約の締結の媒介又は自ら締結の媒介を行った団体保険に係る保険契約への加入の勧誘等に際しての情報の提供(準用保険業法 294 条 1 項、2 項、仲介業等府令案 56 条)
- 金融サービス仲介業者又は法 74 条に基づく届出を行ったその役員若しくは使用人が保険契約の締結の媒介又は自ら締結の媒介を行った団体保険に係る保険契約への加入の勧誘等に際しての顧客の意向把握(準用保険業法 294 条の 2、仲介業等府令案 57 条)

- ・ 自己契約の禁止(準用保険業法 295 条、仲介業等府令案 58 条、59 条)
- ・ 結約書の記載事項(準用保険業法 298 条、商法 546 条 1 項、仲介業等府令案 60 条)
- ・ 保険媒介業務に関する禁止行為(準用保険業法 300 条 1 項、仲介業等府令案 61 条、62 条)
- ・ 保険契約の申込みの撤回等(準用保険業法 309 条 7 項、8 項及び 10 項)

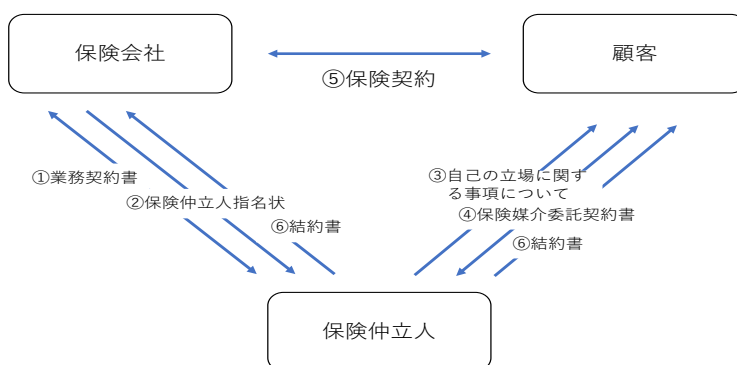
保険媒介業務を行う金融サービス仲介業者は、保険契約の締結の媒介を行う役員又は使用人につき、その氏名及び生年月日を届出することが義務づけられています(法 74 条)。また、届けた事項につき変更等が生じたときには変更届出をすることが必要です。これは、保険業法 302 条(役員又は使用人の届出)に準じた規定と考えられます。

さらに、保険媒介業務の業務の適切性や諸手続につき、監督指針案において規定が設けられています(VI-1、VI-2)。

2.4. 保険仲立人が行う保険仲立業務との関係

保険媒介業務においては、「～のために」という要件が存在しないことから、保険代理店のように保険会社等のために媒介を行う場合のみならず、保険仲立人と同様の立場で媒介を行う場合も想定されております。そのため、後者のケースにおいて、保険仲立人が保険契約の締結の媒介業務を行う場合の流れが参考となると思われます。

保険仲立人が保険契約の締結の媒介業務を行う場合の流れは、以下のとおりです。



- ① 保険仲立人は、保険会社との間で業務契約書を締結する。そこで、取り扱う保険契約や、報酬に関する合意をする。
- ② 保険会社は保険仲立人に、保険仲立人指名状を交付する。
- ③ 保険仲立人は、顧客に対して、保険仲立人としての立場を説明するため、「自己の立場に関する事項」を説明した書面を交付する(情報の提供(保険業法 294 条))。
- ④ 保険仲立人は、顧客との間で、保険媒介委託契約書を締結する(顧客の意向把握(保険業法 294 条の 2))
- ⑤ 顧客と保険会社との間で、保険契約を締結する
- ⑥ 成立した保険契約につき、保険仲立人は、保険会社と顧客に、結約書を交付する(保険業法 293 条、商法 546 条)

上記のように、保険媒介業務についても、情報の提供(保険業法 294 条 1 項、2 項)、顧客の意向把握(保険業法 294 条の 2)や結約書の作成・交付(保険業法 293 条、商法 544 条)の規定が準用されています。そのため、とりわけ金融サービス仲介業者が保険仲立人と同様に仲立人として保険媒介業務を行う場合においては、保険仲立人と同様に、概ね、上記と同様の流れで、保険契約の締結の媒介を進めることが想定されると思われます。他方、金融サービス仲介業者が保険会社等の委託を受けて保険代理店と同様に媒介代理商として業務を行う場合には、保険会社等との委託契約の締結等、いくつかのプロセスが相違することとなります。

3. 有価証券等仲介業務に関する規制

3.1. 有価証券等仲介業務と金融商品仲介業との業務範囲の比較

金融サービス提供法に基づく有価証券等仲介業務の業務範囲は以下のとおりです。

- ・ 第一種金融商品取引業者、投資運用業者又は登録金融機関(以下、この 3.において「証券会社等」といいます。)と顧客との間において行う有価証券の売買(当該売買について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く)の媒介(私設取引システム(PTS)に該当するものを除く)(法 11 条 4 項 1 号)

本号の「顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするもの」は、以下の通りです。

- ・ 有価証券(以下の有価証券を除く)の売買(施行令第 19 条 1 項 1 号、仲介業等府令第 6 条 1 項から 4 項まで)
 - ① 国債、地方債、特別法人債又は社債(新株予約権付社債を除く)であって、公募発行が行われ、かつ償還の方法、期限その他一定の要件を満たすもの
 - ② 株式、特殊法人の出資又は協同組織金融機関の優先出資であって、国内外の取引所に上場されているもの
 - ③ 投資信託又は外国投資信託の受益権であって、(一定の目的を除き)①から⑧まで以外の有価証券(ただし私募・非上場可)又はデリバティブ取引等に係る権利を信託財産とするものではなく、公募発行が行われ又は国内外の取引所に上場されているもの
 - ④ 投資証券又は(投資証券に類する)外国投資証券であって、(一定の目的を除き)①から⑧まで以外の有価証券(ただし私募・非上場可)又はデリバティブ取引等に係る権利を投資対象とするものではなく、公募発行が行われ又は国内外の取引所に上場されているもの
 - ⑤ 投資法人債券又は外国投資法人債券であって、公募発行が行われ、かつ償還の方法、期限その他一定の要件を満たすもの
 - ⑥ 受益証券発行信託の受益権であって、主として特定資産(投信法 2 条 1 項)を信託財産とするもののうち、(一定の目的を除き)①から⑧まで以外の有価証券(ただし私募・非上場可)又はデリバティブ取引等に係る権利を信託財産とするものではなく、国内外の取引所に上場されているもの
 - ⑦ 外国の者が発行する上記①②⑥と同様のもの
 - ⑧ ①から⑦までを原資産とする預託証券であって、国内外の取引所に上場されているもの
- ・ 上記①から⑧までの有価証券の売買の内、デリバティブ取引、信用取引、空売り、レポ取引及び選択権付債権売買取引に該当するもの(施行令第 19 条 1 項 2 号、仲介業等府令第 6 条 5 項)
- ・ 証券会社等と顧客との間において行う取引所金融商品市場又は外国金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引(これらの取引について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く)の委託の媒介(法 11 条 4 項 2 号)

本号の「顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするもの」は、以下の通りです。

- ・ 有価証券(上記①から⑧までの有価証券を除く)の売買(施行令第 19 条 2 項 1 号)
- ・ 市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引(同項 2 号)
- ・ 証券会社等のために行う有価証券の募集若しくは有価証券の売出しの取扱い又は有価証券の私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い(これらの取扱いについて顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く)(法 11 条 4 項 3 号)

本号の「顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするもの」は、以下の通りです。

- ・ 有価証券(上記①から⑧までの有価証券を除く)の募集若しくは売出しの取扱い、又は有価証券の私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等(施行令第19条第3項)
- ・ 証券会社等と顧客との間において行う投資顧問契約(当該投資顧問契約について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く)又は投資一任契約(当該投資一任契約について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く)の締結の媒介(法第11条第4項第4号)

本号の「顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするもの」は、以下の通りです。

- ・ 有価証券(上記①から⑧までの有価証券を除く)又は金融商品の価値等の分析に基づく投資判断(前述の「顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするもの」に該当しない取引及び取扱いに係るものを除く)に関して助言を行う投資顧問契約(施行令第19条第4項)
- ・ 投資一任契約(投資判断(前述の「顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするもの」に該当しない取引及び取扱いに係るものを除く)に基づく投資を行うものに限る)(施行令第19条第5項)

また、金商法に基づく金融商品仲介業の業務範囲は、以下のとおりです。

証券会社等の委託を受けて、次に掲げる行為のいずれかを当該金融商品取引業者又は登録金融機関のために行う業務(金商法第2条第11項)

- ・ 有価証券の売買の媒介(私設取引システム(PTS)に掲げるものを除く)
- ・ 国内外の取引所における有価証券の売買又はデリバティブ取引の委託の媒介
- ・ 有価証券の募集・売出しの取扱い、私募・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い
- ・ 投資顧問契約又は投資一任契約の締結の媒介

具体的な差異は、有価証券等仲介業務については「当該契約について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く」とされているのに対し、金融商品仲介業ではこのような限定がなされていない点です。

3.2. 有価証券等仲介業務に対する規制と金融商品仲介業に対する規制の比較

下記は、有価証券等仲介業務に対する規制と金融商品仲介業に対する主な規制を比較した表です。

	有価証券等仲介業務(金融サービス提供法)	金融商品仲介業(金商法)
登録/許可	登録(13条)	登録(66条)
～のために	証券会社等「のために」(募集等の取扱いのみ)	・証券会社等の委託を受けて ・証券会社等のために
所属制の有無	無し	有り(「所属金融商品取引業者等」(66条の2第1項第4号)、所属金融商品取引業者等の賠償責任(66条の24))
代理/媒介	媒介(募集等の取扱いを含む)	媒介(募集等の取扱いを含む)
行為規制等	標識の掲示等(20条)、名義貸しの禁止(21条)、保証金(22条)、賠償責任保険契約(23条)、誠実義務、(24条)、情報の提供(25条)、業務運営に関する措置(26条)、金銭等の預託の禁止(27条)、金商法の準用(31)	外務員の登録(64条)、商号等の使用制限(66条の6)、顧客に対する誠実義務(66条の7)、標識の掲示(66条の8)、名義貸しの禁止(66条の9)、広告等の規制(66条の10)、商号等の明示(66条の11)、金融商

	有価証券等仲介業務(金融サービス提供法)	金融商品仲介業(金商法)
	条 1 項(具体的には、投資助言・代理業又は投資運用業に関する禁止行為(金商法 38 条の 2)、禁止行為(金商法 66 条の 14(1 号イ、ロ、3 号を除く))、特定投資家向け有価証券の売買の媒介等の制限(金商法 66 条 14 の 2))、有価証券の売買契約、市場デリバティブ・外国市場デリバティブ取引に係る契約、有価証券の募集等により有価証券を取得することを内容とする契約及び投資顧問契約・投資一任契約に関する金商法の準用(31 条 2 項)、外務員(75 条から 80 条まで)	品仲介業者に係る制限(66 条の 12)、金銭等の預託の禁止(66 条の 13)、禁止行為(66 条の 14)、特定投資家向け有価証券の売買の媒介等の制限(66 条の 14 の 2)、損失補填等の禁止(66 条の 15)、帳簿の作成、保存及び報告(188 条)、財務大臣への資料提出等(194 条の 5)
帳簿書類	帳簿書類を作成し、保存(33 条)	帳簿書類を作成し、保存(66 条の 16)
報告書	事業年度毎に作成、内閣総理大臣に提出(34 条 1 項)	事業年度毎に作成、内閣総理大臣に提出(66 条の 17)
説明書類	事業年度毎に作成、縦覧(34 条 2 項)	事業年度毎に作成、縦覧(66 条の 18)
監督	報告または資料の提出(35 条)、立入検査(36 条)、業務改善命令(37 条)、監督上の処分(38 条)、登録の抹消等(39 条)	廃業等の届出等(66 条の 19)、監督上の処分(66 条の 20)、登録の抹消(66 条の 21)、報告の聴取及び検査(66 条の 22)当局による監督(66 条の 19 から 66 条の 23 まで)
自主規制機関	認定金融サービス仲介業協会(40 条から 50 条まで)	—
指定紛争解決機関	指定紛争解決機関(51 条から 73 条まで)、指定紛争解決機関との契約締結義務等(28 条)	—

このように、両者は、①登録制・許可制の点、②「～のために」という要件の有無、③所属金融機関制の有無、④代理を含むか、⑤自主規制機関の有無、⑥指定紛争解決機関の有無といった事項において、相違しています。

3.3. 有価証券等仲介業務に固有の行為規制等

金融サービス提供法 31 条 1 項は、有価証券等仲介業務につき、金商法 38 条の 2、66 条の 14(1 号イ及びロ並びに 3 号を除く)及び 66 条の 14 の 2 の規定を準用しています。

- ・ 有価証券等仲介業務(投資顧問・一任契約の媒介)に関する禁止行為(準用金商法 38 条の 2)
 - ・ 契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をする行為(1 号)
 - ・ 顧客を勧誘するに際し、顧客に対して、損失の全部又は一部を補填する旨を約束する行為(2 号)
- ・ 禁止行為(準用金商法 66 条の 14 第 1 号ハからヘまで、2 号、仲介業等府令案 65 条)
 - ・ 自己又は第三者の利益を図る目的をもって、特定金融指標算出者に対し、特定金融指標の算出に関し、正当な根拠を有しない算出基礎情報を提供する行為(準用金商法 66 条の 14 第 1 号ハ、38 条 7 号)
 - ・ 投資助言業又は投資運用業に係る運用として行う有価証券の売買その他の取引等に関する情報を利用してこれらの顧客以外の顧客に対して勧誘する行為(準用金商法 66 条の 14 第 1 号ニ)
 - ・ 業務により知り得た有価証券の発行者に関する情報(有価証券の発行者の運営、業務又は財産に関する公表されていない情報であつて有価証券等仲介業務に係る顧客の投資判断に影響を及ぼすもの)を利用して勧誘する行為(準用金商法 66 条の 14 第 1 号ホ)
 - ・ 金銭の貸付けその他信用の供与をすることを条件として勧誘する行為(クレジットカード 1 回払いによる累積投資契約に基づく 10 万円までの信用の供与を除く)(準用金商法 66 条の 14 第 1 号ヘ、仲介業等府令案 65 条)

- ・ 有価証券等仲介業務に係る顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他特別の情報を利用して、自己の計算において有価証券の売買その他の取引等を行う行為(準用金商法 66 条の 14 第 2 号)
- ・ 特定投資家向け有価証券の売買の媒介等の制限(準用金商法 66 条 14 の 2)
 - ・ 特定投資家向け有価証券について、一般投資家を相手方とし、又は一般投資家のために、有価証券の売買の媒介又は国内外の取引所における有価証券の売買の委託の媒介を行うことは禁止されます。ただし、当該特定投資家向け有価証券に関して開示が行われている場合は、この限りではありません。

3.4. 外務員制度

有価証券等仲介業務を行う金融サービス仲介業者は、有価証券等仲介業務の内、以下の行為を行う金融サービス仲介業者の役員又は使用人につき、その氏名・生年月日等を、外務員登録原簿に登録することが必要です。(法 75 条)

- ・ 有価証券の売買の媒介
- ・ 国内外の取引所における有価証券の売買の委託の媒介
- ・ 有価証券の募集・売出しの取扱い
- ・ 有価証券の売買の媒介の申込みの勧誘

外務員は、金融サービス仲介業者に代わって、上記の行為に関し、一切の裁判外の行為を行う権限を有することとされています。(法 76 条)

さらに、外務員に関し、金商法 64 条 3 項から 6 項まで、64 条の 2 第 1 項、64 条の 4、64 条の 5 第 1 項及び 64 条の 6)の以下の規定が準用されています。(法 77 条)

- ・ 外務員の登録(準用金商法 64 条)
- ・ 登録の拒否(準用金商法 64 条の 2)
- ・ 登録事項の変更等の届出(準用金商法 64 条の 4)
- ・ 外務員に対する監督上の処分(準用金商法 64 条の 5)
- ・ 登録の抹消(準用金商法 64 条の 6)

また、金融庁は、外務員の届出受理事務及び登録事務を認定金融サービス仲介業協会に委任することができます(法 78 条)。

さらに、有価証券等仲介業務の業務の適切性や諸手続につき、監督指針案において規定が設けられています(VII-1、VII-2)。

4. 特定金融サービス契約に関する行為規制

金融サービス提供法 31 条 2 項により、「特定金融サービス契約」に該当するとされる以下の種類の契約については、金商法の一定の規定が準用されます。

- ・ 外貨預金等の受入れを内容とする契約
- ・ 有価証券の売買契約
- ・ 有価証券の募集・売出しの取扱いにより有価証券を取得することを内容とする契約
- ・ 投資顧問・一任契約

特定金融サービス契約に準用される金商法の規定は以下の通りです。

- ・ 金商法 3 章 1 節 5 款(34 条の 2 第 6 項から 8 項まで並びに 34 条の 3 第 5 項及び 6 項を除く)(特定投資家制度)

- ・ 金商法 3 章 2 節 1 款(35 条から 36 条の 4 まで、37 条の 2、37 条の 3 第 3 項、37 条の 5、37 条の 6 第 1 項、2 項、4 項ただし書及び 5 項、37 条の 7、38 条 7 号及び 8 号、38 条の 2 並びに 42 条の 2 から 40 条の 7 までを除く)(第一種金商業者又は投資運用業者に係る行為規制通則)及び
- ・ 金商法 45 条(3 号及び 4 号を除く)(雑則)

なお、監督指針案においても、特定金融サービスの締結に係る適合性原則についての規定が設けられています(III-2-6)。

5. 貸金業貸付媒介業務に関する規制

5.1. 貸金業貸付媒介業務と貸金業の業務範囲の比較

金融サービス提供法に基づく貸金業貸付媒介業務の業務範囲は以下のとおりです。

- ・ 貸金業者以外の者が貸金業者と顧客との間における資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約(当該契約について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。)の締結の媒介を行う業務(法 11 条 5 項)

本号に係る、「顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするもの」は、以下の通りです。

- ・ 消費者向けの極度方式基本契約(リボルビング契約)及びこれに基づく資金の貸付けに係る契約(施行令第 20 条)

これに対して、貸金業法に基づく貸金業の定義は以下のとおりです。

- ・ 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介(手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付又は当該方法によってする金銭の授受の媒介を含む)で業として行うもの(2 条 1 項)。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ・ 国又は地方公共団体が行うもの(1 号)
 - ・ 貸付けを業として行うにつき他の法律に特別の規定のある者が行うもの(2 号)
 - ・ 物品の売買、運送、保管又は売買の媒介を業とする者がその取引に付随して行うもの(3 号)
 - ・ 事業者がその従業者に対して行うもの(4 号)
 - ・ 前各号に掲げるもののほか、資金需要者等の利益を損なうおそれがないと認められる貸付けを行う者で政令で定めるものが行うもの(5 号)

具体的な差異は、貸金業貸付媒介業務については金銭の貸借及び手形の割引以外は対象とされ、かつ、「当該契約について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く」とされているのに対し、貸金業における媒介ではこのような限定がなされていない点です。

5.2. 貸金業貸付媒介業務に対する規制と貸金業に対する規制の比較

下記は、貸金業貸付媒介業務に対する規制と貸金業者に対する主な規制を比較した表です。

	貸金業貸付媒介業務(金融サービス提供法)	貸金業者(貸金業法)
登録/許可	登録(13 条)	登録(3 条)
～のために	—	—
所属制の有無	無し	無し

貸金業貸付媒介業務(金融サービス提供法)		貸金業者(貸金業法)
代理/媒介	媒介	金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介
行為規制等	標識の掲示等(20条)、名義貸しの禁止(21条)、保証金(22条)、賠償責任保険契約(23条)、誠実義務、(24条)、情報の提供(25条)、業務運営に関する措置(26条)、金銭等の預託の禁止(27条)、貸金業法の準用(32条)(具体的には、証明書の携帯等(12条の4)、暴力団員等の使用の禁止(12条の5)、禁止行為(12条の6)、生命保険契約等の締結に係る制限(12条の7)、利息、保証料等に係る制限等(12条の8)、相談及び助言(貸金業法12条の9)、貸付条件等の揭示(貸金業法14条)、貸付条件の広告等(貸金業法15条)、誇大広告の禁止等(貸金業法16条)、契約締結前の書面の交付(16条の2)、生命保険契約等に係る同意前の書面の交付(16条の3)、契約締結時の書面の交付(貸金業法17条)、契約締結時の書面の交付(17条)、受取証書の交付(貸金業法18条)、帳簿の閲覧(19条の2)、特定公正証書に係る制限(20条)、取立行為の規制(21条)、債権証書の返還(22条))	業務運営に関する措置(12条の2)、貸金業取扱主任者の設置(12条の3)、証明書の携帯等(12条の4)、暴力団員等の使用の禁止(12条の5)、禁止行為(12条の6)、生命保険契約等の締結に係る制限(12条の7)、利息、保証料等に係る制限等(12条の8)、相談及び助言(12条の9)、返済能力の調査(13条)、過剰貸付け等の禁止(13条の2)、基準額超過極度方式基本契約に係る調査(13条の3)、基準額超過極度方式基本契約に係る必要な措置(13条の4)、貸付条件等の揭示(14条)、貸付条件の広告等(15条)、誇大広告の禁止等(16条)、契約締結前の書面の交付(16条の2)、生命保険契約等に係る同意前の書面の交付(16条の3)、契約締結時の書面の交付(17条)、受取証書の交付(18条)、特定公正証書に係る制限(20条)、公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限(20条の2)、取立行為の規制(21条)、債券証書の返還(22条)、標識の掲示(23条)、債権譲渡等の規制(24条)、保証等に係る求償権等の行使の規制(24条の2)、受託弁済に係る求償権等の行使の制限(24条の3)、保証等に係る求償権等の譲渡の規制(24条の4)、受託弁済に係る求償権等の譲渡の制限(24条の5)
帳簿書類	帳簿書類を作成し、保存(33条)、債務者等による閲覧(32条、貸金業法19条の2)	帳簿書類を備付け、保存(19条)、債務者等による閲覧(19条の2)
報告書	事業年度毎に作成、内閣総理大臣に提出(34条)	事業年度毎に作成、内閣総理大臣に提出(24条の6の9)
監督	報告または資料の提出(35条)、立入検査(36条)、業務改善命令(37条)、監督上の処分(38条)、登録の抹消等(39条)	業務改善命令(24条の6の3)、監督上の処分(24条の6の4)、登録の取消し(24条の6の5)、登録の抹消(24条の7)、報告徴収及び立入検査(24条の6の10)
貸金業取扱主任者制度	—	貸金業取扱主任者制度(24条の7から50まで)
自主規制機関	認定金融サービス仲介業協会(40条から50条まで)	貸金業協会(25条から41条の12まで)
指定紛争解決機関	指定紛争解決機関(51条から73条まで)、指定紛争解決機関との契約締結義務等(28条)	指定紛争解決機関(41条の39から41条の61まで)、指定紛争解決機関との契約締結義務等(12条の2の2)

5.3. 貸金業貸付媒介業務に固有の行為規制

金融サービス提供法32条は、貸金業法12条の4から12条の9まで、14条(4号を除く。)、15条から18条まで、19条の2から20条の2まで、21条(2項5号を除く。)及び22条の規定を、貸金業貸付媒介業務に準用しています。

なお、準用貸金業法における「貸付けの契約」については、貸金業貸付媒介業務に係るものに限るとされており(準用貸金業法12条の6第1号)、これは、より具体的には、①貸金業者と顧客との間における資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契

約、②前記①に係る保証契約、③前記①に係る媒介契約又は④前記③に係る保証契約をいうものと解されています(監督指針案 VIII-1-1(2)①(注))。

さらに、貸金業貸付媒介業務の業務の適切性、業務の透明性の確保や諸手続につき、監督指針案において規定が設けられています(VIII-1、VIII-2、VIII-3)。

6. 電子金融サービス仲介業務

電子金融サービス仲介業務は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で定めるものにより行う金融サービス仲介業務です(法 13 条 1 項 6 号)。

「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法」としては、金融サービス仲介業者が、顧客から当該金融サービス仲介業者の提供するソフトウェアを使用する方法により当該顧客が締結しようとする金融サービス契約(顧客が金融サービス仲介行為により締結する契約(金融サービス仲介業者と締結するものを除く。)をいう。)に関する顧客の注文の内容の伝達を受け、相手方金融機関が定める方式(金融サービス仲介業者が金融サービス仲介業務に用いるソフトウェアと相手方金融機関が金融サービス契約の締結に用いるソフトウェアとの間の通信に係る方式に限る。)に従い、当該注文の内容を当該相手方金融機関に伝達する方法(いわゆる API 連携方式が想定されています。)が規定されています(仲介業等府令案 9 条)。

金融サービス仲介業者が電子金融サービス仲介業務を行う場合、登録申請書に記載します。

電子金融サービス仲介業務を行う金融サービス仲介業者は、銀行法上の電子決済等代行業に関する登録手続が免除されることとされています(法 18 条)。

ただし、電子決済等代行業を適性かつ確実に遂行するために必要と認められる基準に適合する財産的基礎を有しない場合が、登録拒否事由として規定されています(18 条 1 項 1 号イ)。

また、銀行法上の電子決済等代行業に関する以下の規定が、電子金融サービス仲介業につき、準用されています(法 18 条 1 項)。

- ・ 変更届出に関する規定(銀行法 52 条の 61 の 6 第 1 項、3 項)
- ・ 廃業届出に関する規定(銀行法 52 条の 61 の 7 第 1 項)
- ・ 業務及び監督に関する規定(銀行法 52 条の 61 の 8 から 52 条の 61 の 16 まで)
- ・ 登録の取消しに関する規定(銀行法 52 条の 61 の 17 第 1 項)
- ・ 認定電子決済等代行業者協会に関する規定(銀行法 52 条の 61 の 19 から 52 条の 61 の 30 まで)
- ・ 届出事項等に関する規定(銀行法 53 条 5 項、56 条)
- ・ 罰則に関する規定(銀行法 9 章)

さらに、金融サービス法 18 条 1 項の規定に基づき電子決済等代行業を行う場合、主要行等向けの総合的な監督指針 IX-1 から IX-5 までの規定が準用されます(監督指針案 III-2-18)。

IV. その他の関連する規制等

1. 金融商品販売業者等の義務等

上記のように、「金融商品の販売等に関する法律」は、昨年 6 月に成立した改正法により、その題名が「金融サービスの提供に関する法律」と変更され、金融サービス仲介法制に関する規定が追加されています。改正前の「金融商品の販売等に関する法律」は、「金融商品販売業者等」が「金融商品の販売等」に際し顧客に対して説明をすべき事項や、当該事項について説明をしなかったこと等により当該顧客に損害が生じた場合における損害賠償の責任、さらに金融商品の販売等に係る勧誘の適正の確保のための措置等について規定しており、改正後の金融サービス提供法も、これらの規定は従前と同様です。同法上、「金融商品販売業者等」は「金融商品の販売等を業として行う者」と定義され(金販法 2 条 3 項、法 3 条 2 項)、また「金融商品の販売等」は「金融商品の販売又はその代理若しくは媒介(顧客のために行われるものを含む。)」と定義されています(金販法 2 条 2 項、法 3 条 2 項)。金融サービス仲介業の行う業務は「金融商品の販売又はその代理若しくは媒介」であり、金融サービス仲介業は「金融商品販売業者等」に含まれますので、以下のように、金融商品販売業者等に対する説明義務や損害賠償責任等に係る規定が適用さ

れることとなります。

1.1. 説明義務等

- ・ 金融商品販売業者等は、金融商品の販売等を業として行おうとするときは、当該金融商品の販売等に係る金融商品の販売が行われるまでの間に、顧客に対し、次に掲げる事項(「重要事項」)について説明をしなければならない(金販法 3 条 1 項、法 4 条 1 項)
- ・ 前項の説明は、顧客の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度によるものでなければならない(金販法 3 条 2 項、法 4 条 2 項)
- ・ 一の金融商品の販売について二以上の金融商品販売業者等が第 1 項の規定により顧客に対し重要事項について説明をしなければならない場合において、いずれかの金融商品販売業者等が当該重要事項について説明をしたときは、他の金融商品販売業者等は、同項の規定にかかわらず、当該重要事項について説明をすることを要しない。ただし、当該他の金融商品販売業者等が政令で定める者である場合は、この限りでない(金販法 3 条 6 項、法 4 条 6 項)
 - ・ 法 3 条 3 項ただし書に規定する政令で定める者は、金融商品の販売が行われる場合において顧客の行う行為を代理する者とする(金販法施行令 10 条、施行令案 11 条)
- ・ 第 1 項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない(同条 7 項)
 - ・ 顧客が、**金融商品の販売等に関する専門的知識及び経験を有する者**として政令で定める者(「特定顧客」)である場合(1 号)
 - ・ 法 3 条 7 項 1 号に規定する政令で定める者は、金融商品販売業者等又は金商法 2 条 31 項に規定する特定投資家とする(金販法施行令 11 条 1 項、施行令案 12 条 1 項)
 - ・ 第 1 項に規定する金融商品の販売が金商法 2 条 8 項 1 号に規定する商品関連市場デリバティブ取引及びその取次ぎのいずれでもない場合において、**重要事項について説明を要しない旨の顧客の意思の表明があったとき**(2 号)

1.2. 断定的判断等の禁止

- ・ 金融商品販売業者等は、金融商品の販売等を業として行おうとするときは、当該金融商品の販売等に係る金融商品の販売が行われるまでの間に、顧客に対し、当該金融商品の販売に係る事項について、**不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為**(「断定的判断の提供等」)を行ってはならない(金販法 4 条、法 5 条)

1.3. 損害賠償責任

- ・ 金融商品販売業者等は、顧客に対し第 3 条の規定により重要事項について説明をしなければならない場合において**当該重要事項について説明をしなかったとき**、又は前条の規定に違反して**断定的判断の提供等**を行ったときは、これによって生じた当該顧客の損害を賠償する責めに任ずる(金販法 5 条、法 6 条)

1.4. 勧誘体制の整備

- ・ 金融商品販売業者等は、業として行う金融商品の販売等に係る勧誘をするに際し、その適正の確保に努めなければならない(金販法 8 条、法 9 条)
- ・ 金融商品販売業者等は、業として行う**金融商品の販売等に係る勧誘**をしようとするときは、あらかじめ、当該勧誘に関する**方針**(「勧誘方針」)を定めなければならない。ただし、当該金融商品販売業者等が、国、地方公共団体その他勧誘の適正を欠くおそれがないと認められる者として政令で定める者である場合又は特定顧客のみを顧客とする金融商品販売業者等である場合は、この限りでない(金販法 9 条、法 10 条 1 項)
- ・ 勧誘方針においては、次に掲げる事項について定めるものとする(同条 2 項)

- ・ 勧誘の対象となる者の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らし配慮すべき事項(1号)
 - ・ 勧誘の方法及び時間帯に関し勧誘の対象となる者に対し配慮すべき事項(2号)
 - ・ 前2号に掲げるもののほか、勧誘の適正の確保に関する事項(3号)
- 金融商品販売業者等は、第1項の規定により勧誘方針を定めたときは、政令で定める方法により、速やかに、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする(同条3項)

2. 消費者契約法に基づく規律

消費者契約法は、「消費者」と「事業者」との間で締結される契約(「消費者契約」)につき、事業者の一定の行為により消費者が誤認し、又は困惑した場合等について契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができることとし、さらに事業者の損害賠償の責任を免除する条項その他の消費者の利益を不当に害することとなる条項の全部又は一部を無効としています(同法4条)。

また、消費者契約法は、「事業者が第三者に対し、当該事業者と消費者との間における消費者契約の締結について媒介をすることの委託(略)をし、当該委託を受けた第三者(その第三者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。))を受けた者を含む。(略)が消費者に対して」消費者契約の締結について勧誘等の行為を行った場合に、当該第三者が行う行為について準用することとされています(5条1項)。金融サービス仲介業者が、金融機関からの「委託」を受け、当該金融機関と顧客との間の取引を媒介する場合、金融サービス仲介業者が行う業務につき、消費者契約法上の規制が適用される可能性があります。

3. 個人情報保護法に基づく規制

個人情報の保護に関する法律(「個人情報保護法」)は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることを背景に、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めています。

金融サービス仲介業者は、「個人情報データベース等を事業の用に供」する場合、同法上の「個人情報取扱事業者」に該当し(2条5項)、同法上の規制に服します。この場合、さらに、「金融庁が所管する分野」における個人情報取扱事業者として、個人情報保護委員会と金融庁が定める、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」(以下「金融分野ガイドライン」といいます。)に基づく規制に服します。

- ・ 利用目的の特定(法15条、金融分野ガイドライン2条)
- ・ 利用目的をできる限り特定/相当の関連性を有する範囲内での目的
- ・ 変更新目的による制限(法16条、金融分野ガイドライン3条、4条)
- ・ 本人の同意なく、目的達成に必要な範囲を超えた情報取扱いの原則禁止
- ・ 機微(センシティブ)情報(金融分野ガイドライン5条)
- ・ 適正な取得(法17条)
- ・ 偽り等不正手段による情報取得の禁止
- ・ 取得に際しての利用目的の通知等(法18条、金融分野ガイドライン6条)
- ・ 目的の通知・公表・事前の明示

4. 犯罪収益移転防止法に基づく規制

犯罪による収益の移転防止に関する法律(「犯罪収益移転防止法」)は、「特定事業者」に対して、顧客等の本人特定事項等の確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の義務を課しています。さらに、金融庁は「犯収法2条2項に規定する特定事業者のうち、金融庁所管の事業者」を対象に、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」(「犯収法ガイドライン」)を公表しています。「特定事業者」の範囲は、同法2条2項各号に規定されていますが、現時点において、銀行代理業者、保険仲立人、金融商品仲介業者や電子決済等代行業者は、「特定事業者」に含まれておりません。

また、金融サービス仲介業者も「特定事業者」に含まれない扱いとされますので、直接的には、金融サービス仲介業者に対して、犯罪収益移転防止法及び犯収法ガイドラインに基づく規制は適用されません。

もともと、金融サービス仲介業者が、犯収法及び金融庁ガイドラインの対象としての「特定事業者」に該当する金融機関から、取引時確認や記録保存等の義務についての委託を受けて履行するケースは考えられます。その場合において、犯罪収益移転防止法上の規制主体は特定事業者である金融機関となりますが、金融サービス仲介業者は金融機関との間の業務委託契約等に基づき、適切に履行すべき契約上の義務を負い、取引時確認や記録保存等の業務を行うこととなります。

>>>[N&A ニュースレター アンケートフォーム](#)<<<

本ニュースレターに関する4問のアンケートにご協力いただけますと幸いです。

ご回答いただいた内容は、N&A ニュースレターの充実度や満足度向上のため

今後のN&A ニュースレター執筆時に参考とさせていただきます。

(2021年3月25日(木)まで)



しば あきひろ
芝 章 浩

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
a.shiba@nishimura.com

金融規制への対応のほか、バンキング、ストラクチャード・ファイナンス、アセットマネージメント等の国際・国内金融取引等の案件に従事し、大手金融機関から FinTech スタートアップまでさまざまな依頼者をサポートしている。



なか だ しんぺい
仲 田 信 平

西村あさひ法律事務所 カウンセル弁護士
s.nakada@nishimura.com

デリバティブ取引、レポ取引、アセット・マネージメント、キャピタル・マーケット、金融規制対応等の企業法務を手掛けている。